

「第2回ぱあとなあ山口全体会議

・第2回弁護士会との連絡協議会」を開催しました。

平成26年8月2日（土）12時30分から山口県身体障害者福祉センターで、第2回ぱあとなあ山口全体会議が開催されました。会議には、ぱあとなあ会員31名が出席しました。全体会議では始めに、ぱあとなあ山口の事務局体制検討と、活動報告書の提出について委員長より説明がありました。その後、意見交換が実施されました。

14時30分からは、第2回弁護士会との連絡協議会が開催され、弁護士13名の方が参加されました。

連絡協議会では、弁護士の中山修身氏が「両士会の協力の発展のために」というテーマで、会と会の“つきあい”であることや、互いの会の組織、運営がどのようにされているのか知ること、また、それを個々の会員間で協働してどう活用するのか、など貴重なお話を頂きました。その後、意見交換を開催しました。



【弁護士との連絡協議会】

✿意見交換

テーマ：『成年後見人として在任中、対応に困ったこと』

◎成年後見活動に関する書類

被後見人の死後の書類の保存期間はどれくらいなのか。

【会員からの意見】

- ・ カルテの保存期間は5年なので、最低5年ではないでしょうか。
- ・ 弁護士は、民法171条「弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から3年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。」とあるが、社会福祉士はそれに順ずるのか。規約がないので不明。
- ・ 一定期間であれば、家庭裁判所に記録が残るのではないのでしょうか。
- ・ 家庭裁判所との協議会にて、何年書類を保管しているかを確認していきましょう。
- ・ 損害賠償の時効が10年なので、原則10年ではないのでしょうか。
- ・ 重要書類なので、安全に処理してください。
- ・ 家庭裁判所との協議会で確認する。

◎入院時の付き添い

任意後見人のケース。

日曜日の夕方に病院から連絡があり、被後見人がベッドから降りようとするので、骨折を回避するために一晩中付き添うように、と急に言われた。

【会員からの意見】

- ・ 自分も同じようなことがあり、実費だが家政婦事業所へ付き添いを依頼した。
- ・ お金のない人はどうするのか。
- ・ 知的障害のある被後見人に対して、施設に別料金を支払って依頼したことがある。骨折して入院した方は、グループホームなどの施設入所者の場合、退所になってしまう期限があるため、早くに施設に帰ってきてほしいという所はある。

◎被後見人の居住が在宅の場合

在宅で生活されている被後見人が増えてきたように思います。

私の抱えているケースでは、現在、月 1 回訪問し、その際に、関係者にも集まってもらって話をしています。小口金銭の取り扱いはヘルパーやケアマネジャーに出納帳を書いてもらっていますが、皆さんは在宅の方の後見活動はどのようにしていますか。

【会員からの意見】

- ・ 1 週間分のお金を手渡しています。半分はデイケアに預けています。
- ・ 事実行為を色々やっていますが、役割分担をして対応していかないとやっていけないのではないのでしょうか。
- ・ 後見人の監督義務を、どこまで負うのかということを勉強会で確認していきたい。

❁お知らせ❁

① 次回以降の定例会議、弁護士会との連携

第3回 平成26年12月6日(土) 第3回弁護士会との連絡会議

第4回 平成27年1月31日(土)

② 各圏域勉強会の実施状況

下関 : 次回8月29日(金) 18:00より実施します。

場所は勤労福祉会館。1時間弱の勉強会後に懇親会を開催予定です。

参加者予定者は、社会福祉士、弁護士、包括、社協。困難事例などの事例検討会になると思います。詳細が決まり次第、MLにてお知らせします。

宇部 : 未定です。内容が決まり次第、MLにて連絡します。

山口 : 6月21日に1回目を開催し、30名以上が参加されました。

次回は、9月27日(土) 14:00から弁護士会館にて実施予定ですが、参加者数で会場が変更になる可能性もあります。

周南 : 8月はお休みします。

次回、9月に開催予定です。

岩国 : 次回、2月頃に平生町辺りで開催予定です。